

第8回 県有施設・県出資団体等調査特別委員会資料

公の施設等について
～個別施設の現状と課題、その対応方針～

波崎漁港海岸休憩施設（農林水産部）

令和6年5月10日（金）

○施設名 波崎漁港海岸休憩施設

1 現状

(1) 施設の概要

○ 波崎漁港海岸休憩施設は、海水浴、マリンスポーツ等で波崎漁港海岸を訪れる者の休憩場所として設置したものである。

所在地	神栖市波崎 9572-1 地先
開業年月	平成7年8月
施設概要	施設敷地 15,000 m ² 、休憩・管理棟 鉄筋コンクリート造（管理室・トイレ・シャワー室、休憩室） （延床面積：216.32 m ² ）
設置理由	海水浴客、マリンスポーツ等で波崎漁港海岸を訪れる者の休憩場所として整備された。
設置の根拠法令等	茨城県波崎漁港海岸休憩施設の設置及び管理に関する条例
事業内容	施設の維持管理等
定員	—
利用料金	温水シャワー210円以内/回（3分）

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

○ 平成7年度から施設の運営を委託しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入している。

指定管理者	神栖市
指定管理期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
従事者数	3人（非常勤）

(3) 利用状況

- 利用者数は、令和元年度までは概ね年間2万人前後で推移していたが、令和2年度から令和3年度についてはコロナ禍の影響によりピーク時の50%程度に低減している。
- 令和4年度は、ピーク時の約75%まで回復している。

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	H29 (ピーク)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4/ピーク
利用者数	23,562	20,499	17,681	19,108	23,562	16,140	18,186	11,242	11,545	17,632	74.8%

(4) 運営状況

- シャワー利用料と地元神栖市の財源にて運営を行っている。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)				収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	指定 管理料	利用料 収入	その他	人件費	維持 管理費	事業費	その他		
H26	0	489	9,331	9,820	2,025	7,795	0	0	—
H27	0	462	9,727	10,189	1,996	8,193	0	0	—
H28	0	551	9,570	10,121	1,989	8,132	0	0	681
H29	0	591	11,909	12,500	1,880	10,620	0	0	—
H30	0	445	12,616	13,061	1,776	11,285	0	0	—
R1	0	381	9,775	10,156	1,940	8,216	0	0	—
R2	0	238	16,576	16,814	1,902	14,912	0	0	—
R3	0	136	9,628	9,764	1,501	8,263	0	0	—
R4	0	396	5,389	5,785	2,240	3,545	0	0	—
平均	0	410	10,502	10,912	1,916	8,996	0	0	75

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

- 10,000千円以上の大規模な修繕は行っていない。

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 周辺に類似施設はない。

2 課題

- 施設の長寿命化のために必要な修繕等について神栖市と協議し、適切に実施していく必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	該当の有無
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）	
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）	
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）	
⑤	廃止・休止・統合	

【方針】

- 現行の施設運営により管理する。

【理由】

- 当該施設には、波崎漁港海岸を訪れる者の休憩場所としての役割が求められていることから、現行の管理手法による施設の存続に努めていく。

公の施設等に係る運営評価等調書

施設名	波崎漁港海岸休憩施設	所管課	農林水産部水産振興課
-----	------------	-----	------------

1 施設概要

所在地	神栖市波崎9572-1地先	整備年月	平成7年8月
設置の根拠法令等	茨城県波崎漁港海岸休憩施設の設置及び管理に関する条例		
設置目的	海水浴客、マリンスポーツ等で波崎漁港海岸を訪れる者の休憩場所として整備		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理に関する業務 施設の利用の制限等に関する業務 施設の利用日及び利用時間等の臨時の変更に関する業務 その他施設の管理上必要な業務 		
施設内容	施設敷地15,000㎡、休憩・管理棟 鉄筋コンクリート造（管理室・トイレ・シャワー室、休憩室） （延床面積：216.32㎡）		

2 管理者

(令和6年4月1日現在)

管理区分	指定管理	管理者名	神栖市
体制	3人 内訳	非常勤職員	3人

3 利用状況

		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
利用者数(人)	目標値	-	-	-	-	-
	実績	16,140	18,186	11,242	11,545	17,632

4 施設運営に係る事業費

(千円)

		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
収入	指定管理料	-	-	-	-	-
	使用料収入	445	381	238	136	396
	その他	12,616	9,775	16,576	9,628	5,389
	合計①	13,061	10,156	16,814	9,764	5,785
支出	人件費	1,776	1,940	1,902	1,501	2,240
	管理運営費	11,285	8,216	14,912	8,263	3,545
	その他	-	-	-	-	-
	合計②	13,061	10,156	16,814	9,764	5,785
収支(①-②)		0	0	0	0	0

(千円)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
大規模修繕費	-	-	-	-	-

※10,000千円以上の修繕費

5 運営上の課題と対応

課題	対応
○施設の長寿命化のために必要な修繕等について神栖市と協議し、適切に実施していく必要がある。	○当該施設には、波崎漁港海岸を訪れる者の休憩場所としての役割が求められていることから、現行の管理手法による施設の存続に努めていく。

※長寿命化の推進、資産総量の適正化、資産の有効活用の観点から記載すること。

(参考)

1 施設の位置図



2 施設の写真



3 施設の配置図 (平面図)

